定款

社会福祉法人 若狭福祉会

社会福祉法人若狭福祉会定款

第一章 総則

(目的)

- 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を 尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、 自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福 祉事業を行う。
 - (1)第一種社会福祉事業
 - (イ)特別養護老人ホーム「若狭ハイツ」の設置経営
 - (ロ) 地域密着型介護老人福祉施設「若狭東ハイツ」の設置経営
 - (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービス事業(若狭ハイツ)の経営
 - (ロ) 老人短期入所事業(若狭ハイツ)の経営
 - (ハ) 老人介護支援センター運営事業(若狭ハイツ)の経営
 - (ニ) 老人居宅介護等事業(若狭ハイツ)の経営
 - (ホ) 老人短期入所事業(若狭東ハイツ)の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人若狭福祉会という。

(経営の原則等)

- 第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正 に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向 上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組みとして、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする 者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を福井県小浜市阿納尻第59号9番地の1に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外 部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。
- 6 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員選任・解任委員の任期)

- 第7条 評議員選任・解任委員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員選任・解任委員の補欠として選任された、評議員選任・解任委員 の任期は、退任した評議員選任・解任委員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員選任・解任委員は、前条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員選任・解任委員としての権利義務を有する。

(評議員の任期)

- 第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員 会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期 の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第9条 評議員に対して、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第三章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第11条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に 開催する。

(招集)

- 第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の 招集を請求することができる。

(決議)

- 第14条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。
- 2 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く 評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任

- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の 賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記 名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第16条 この法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理事 6名以上9名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。
- 3 前項の常務理事をもつて社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の 状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任 した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定 した額を報酬等として支給することができる。
 - 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(職員)

- 第23条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理 事長が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第26条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第27条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席 し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の 全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述 べたときを除く)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産及び公益事業用財産の三種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。
 - ① 不動産の部

1、福井県小浜市甲ケ﨑第37号久保6番地宅地175.00平方メートル1、同所同字7番地宅地66.00平方メートル1、同所同字8番地宅地555.00平方メートル

1、同所同字 9番地1 宅地 1,321.22平方メートル

1、福井県小浜市阿納尻第59号久保4番地 宅地 102.00平方メートル

1、同所同字 6番地1 雑種地 83.00平方メートル

1、同所同字 9番地1 宅地 1,084.90平方メートル

1、福井県小浜市甲ケ﨑第36号椿前3番地1 山林 755.00平方メートル

1、同所同字 5番地1 山林 139.00平方メートル

1、同所同字 5番地3 山林 641.00平方メートル

1、福井県小浜市遠敷第48号下河原10番地1 宅地 1,496.71平方メートル

合 計 6,418.83平方メートル

1、福井県小浜市阿納尻第59号久保9番地1(5筆)所在の

鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 老人ホーム

(1階 1,185.47平方メートル、2階 995.22平方メートル)

1、福井県小浜市甲ケ崎37号久保4番地1、4番地2

鉄筋コンクリート造ルーフィング葺平屋建 事務所

(120.00 平方メートル)

1、福井県小浜市遠敷第48号下河原10番地1

鉄筋造陸屋根2階建 介護老人福祉施設

(1階 424.92 平方メートル、2階 915.60 平方メートル)

- ② 預金の部
- 1、小浜信用金庫 定期預金 金 1,000,000円
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、小浜市長の承認を得なければならない。ただし、次の各 号に掲げる場合には、小浜市長の承認は必要としない。
 - (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券 に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第32条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の 閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成 し、監事の監査を受けた上で、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意を受けなければならな い。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時 評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を 受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するととも に、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監查報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

- 第37条 この法人は社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
 - (1) 居宅介護支援事業の設置経営
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金がでた場合の処分)

第38条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第八章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散(合併又は破産による解散を除く。) した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

- 第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、小浜市長の認可(社会福祉 法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなけれ ばならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を小浜市長に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人若狭福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。但し、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	逸	見	寿一	
理事	小	Щ		尊
"	田	中	清	典
"	松	原	幹	夫
"	坂	本	日出機	
"	北	出		美
"	東	野	重	樹
"	河	村		豆
"	中	野		守
監 事	松	崎	利	夫
<i>]</i>]	柳	本		馨
"	岩	崎	昭	三

2 この定款は、平成29年4月1日から施行する。 この定款は、令和6年5月2日から改正する。